

有害大気汚染物質健康リスク評価等専門委員会（第7回）における
健康リスク評価のあり方に係る指摘事項及び対応

番号	御質問・御指摘内容	対応案
1	健康リスク評価における曝露評価の位置づけが分かりにくくなっているのではないか。	以下のとおり対応した。 <ul style="list-style-type: none"> ・構成の組み替え（詳細は次のページのとおり） ・目次に「別紙 指針値設定のための評価値算出の具体的手順」の章立てを明記（目次）（p1） ・本文に健康リスク評価の方法を位置づけ（本文第2 3. (1)）（p6） ・本文に曝露評価に必要な知見を追加（本文第2 3. (2)）（p7） ・用語集に「健康リスク評価」を追加（用語集(15)）（p32）
2	慢性又は亜慢性曝露の知見に基づいて有害性評価を行う場合の考え方が付属資料だけにあるため、別紙にも位置づける必要があるのではないか。	別紙「1. 有害性評価（3）評価値算出の基本的な考え方」において、「慢性又は亜慢性曝露の知見に基づく算出」の項目を追加した。（p11）
3	曝露評価について、記載されている項目に限定されてしまうおそれがあるのではないか。	付属資料5に情報源を限定するものではないことを追記した。（p28）

現行と改定案の構成の対応関係について

【現行】

【改定案】

